

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟と称し、英文では Japan Society Basketball Federation（略称 J S B）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「J B A」という）の傘下団体とし、全国社会人バスケットボール競技の統括団体として、社会人バスケットボール競技の健全な普及および技術の向上、生涯スポーツの推進、並びに加盟チームの相互の発展、親睦、ファミリーで競技に参加し次世代への継承を図ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- ①バスケットボール大会、競技会、リーグ戦の企画、運営、開催事業
- ②バスケットボール教室、イベントの企画、運営、開催事業
- ③バスケットボール指導者及び審判員の育成事業
- ④スポーツ施設の管理運営事業
- ⑤バスケットボールに関する情報提供サービス事業
- ⑥バスケットボールを通じた国際交流事業
- ⑦バスケットボール選手のマネジメント事業
- ⑧バスケットボール用品の販売事業
- ⑨バスケットボールに関するキャラクターグッズの企画・制作・販売事業
- ⑩バスケットボールに関する音楽媒体・映像媒体の企画・制作・販売事業
- ⑪バスケットボールに関する書籍の企画・制作・販売事業
- ⑫バスケットボール興業の企画・運営・開催事業
- ⑬バスケットボール興業に関するチケット販売事業
- ⑭バスケットボールに関する知的財産権の管理事業
- ⑮前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業

2 この法人は、社会人におけるバスケットボール競技界を代表する唯一の団体として、J B Aに加盟する。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の社員は、JBAに加盟している47都道府県バスケットボール連盟とする。

(入会)

第6条 社員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 社員は、JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程、国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という）及びFIBA ASIAの諸規定、スポーツ仲裁機構（以下、「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は原則としてこれを返還しない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ③死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- ④定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- ⑤除名されたとき。
- ⑥総社員の同意があったとき。

(退会)

第9条 社員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに除名の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- ①当法人の定款又は規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反したとき。
- ③当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

(社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権

利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第14条 社員総会は、47都道府県バスケットボール連盟より推薦された者を社員とし構成する。但し、設立時社員については定款に定められた社員とする。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
 - 3 社員総会における議長は1名とし、会長が指名する。

(権限)

- 第15条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、当該社員総会について第16条第2項第2号又は第17条第3項所定の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(開催)

- 第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認めたとき。
 - ②総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき。
 - 3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

- 第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前（書面投票又は電磁投票を認める場合は2週間前）までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。
- ①社員の除名
 - ②監事の解任
 - ③定款の変更
 - ④事業の全部の譲渡
 - ⑤解散及び継続
 - ⑥合併契約の承認
 - ⑦その他法令又は本定款で定めた事項

(議決権の代理・書面による行使等)

第19条 やむを得ない事由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、次の事項その他法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①社員総会の日時及び場所
 - ②社員の現在数
 - ③会議に出席した社員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む）
 - ④審議事項及び決議事項
 - ⑤議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - ⑥議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに社員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は電子署名もしくは記名押印をしなければならない。

第4章 役員

(役員の設置等)

第22条 当法人に次の役員を置く。

理事3名以上20名以内とし、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

監事1名以上3名以内とする。

- 2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び理事会で定める理事1名をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第23条 理事及び監事は社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上を有する社員が出席し、出席した社員の過半数の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議により理事の中から定める。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 理事（清算人も含む）のうちには、それぞれの理事について、その理事と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び同第11号に規定する一定の特殊の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 業務執行理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。
- ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
 - ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
 - ③理事会に出席し、必要があると認めるとときは意見を述べること。
 - ④理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるとときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - ⑤前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - ⑥理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
 - ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - ⑧その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期

の満了する時までとする。

- 4 準欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第24条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後ににおいても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障等によりその職務を行うことができなくなったときは、社員総会において、総社員の半数以上で総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
 - ②自己又は第三者のためにする当法人との取引。
 - ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第30条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ①社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - ②規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④理事の職務の執行の監督
 - ⑤会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - ⑥代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- ①重要な財産の処分及び譲り受け。
 - ②多額の借財。
 - ③重要な使用人の選任及び解任。
 - ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備。
 - ⑥第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結。

(種類及び開催)

- 第33条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- ①会長又は専務理事が必要と認めたとき。
 - ②会長又は専務理事以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により会長に招集の請求があったとき。
 - ③監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
 - ④前項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第34条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は会長が招集する。
- 2 会長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに署名又は電子署名もしくは記名押印しなければならない。

第6章 加盟チーム及び競技者登録

(チームの加盟・競技者登録)

第40条 JBA若しくはこの法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、別に定める規定によりJBA及びこの法人にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、基金の拠出を社員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第42条 基金の募集及び割当、払込み等の手続に関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第43条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第45条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとする。この基金の取崩しは行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第46条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②会費
- ③寄附金品
- ④事業に伴う収入
- ⑤資産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、専務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- ①事業報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金)

第50条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第51条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行をしん酌しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第52条 当法人は、社員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

- 2 社員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、

当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければ変更することができない。

(合併等)

第55条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人と合併し、又は事業の全部を譲渡することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条の事由（同条第3号の事由を除く）によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

第10章 事務局

(事務局)

第57条 当法人の事務を処理するために、当法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第58条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならぬ。

- ①定款
- ②社員名簿及び社員の異動に関する書類
- ③社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- ④社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- ⑤社員総会の議事録（電磁的記録によるものを含む。）
- ⑥書面決議等の同意書
- ⑦理事会の決議を省略した場合の同意書（電磁的記録によるものを含む。）
- ⑧理事会の議事録（電磁的記録によるものを含む。）
- ⑨会計帳簿
- ⑩計算書類又は附属明細書
- ⑪監査報告書
- ⑫その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

第59条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第61条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

| | |
|---------|-------|
| 設立時代表理事 | 逢沢一郎 |
| 設立時理事 | 逢沢一郎 |
| 設立時理事 | 田中博行 |
| 設立時理事 | 田窪徹 |
| 設立時理事 | 山田洋子 |
| 設立時理事 | 佐藤昭 |
| 設立時理事 | 門川浩人 |
| 設立時理事 | 小西道雄 |
| 設立時理事 | 山花英司 |
| 設立時理事 | 安保敏明 |
| 設立時理事 | 榎原みどり |
| 設立時監事 | 橋本弘昭 |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

氏 名 門川浩人
氏 名 小西道雄

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2 この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

以上、一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟を設立するためこの定款を作成し、設立時社員 門川浩人 外1名の定款作成代理人である司法書士 宮部 岳彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年3月7日

設立時社員

氏 名 門川浩人
氏 名 小西道雄

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都千代田区神田錦町一丁目27番4号
司法書士 宮部 岳彦